

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、より一層、積極的な財源の確保に努める必要がある。

令和８年度地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっているが、令和９年度政府予算と地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体として求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源のさらなる充実が図られる地方財政を目指すため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要に不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄